

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく農林水産大臣の不利益処分に係る処分基準

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）に基づく農林水産大臣の不利益処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

なお、不利益処分を行った場合には、原則として、不利益処分の相手方の氏名又は名称及び住所、不利益処分に係る違反事実、不利益処分の内容を公表する。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らしても不開示と判断されるような例外的な場合があれば、公表しないこととする。

法第15条の5第1項（法第15条の6第2項又は法第15条の7第4項において準用する場合を含む。）に規定する認定製造業者等の認定の取消し又は法第19条の6に規定する認定外国製造業者等の認定の取消しに係る処分基準

- 1 認定製造業者、認定生産行程管理者、認定小分け業者若しくは認定輸入業者（以下「認定事業者」という。）が法第15条の5第1項各号に掲げる違反等に該当するに至ったとき、又は認定外国製造業者、認定外国生産行程管理者若しくは認定小分け業者（以下「認定外国事業者」という。）が法第19条の6各号に掲げる違反等に該当するに至ったときは、当該違反等に係る認定事業者又は認定外国事業者の意図、当該違反等の期間、当該違反等の不適正格付への寄与、当該違反等からの回復可能性等を総合的に勘案し、認定を取り消すか否かを判断する。
- 2 認定の取消しを行う場合は、聴聞を公開で行う。

法第17条の4に規定する登録格付機関の登録の取消し若しくは格付の停止命令又は法第19条の6の3に規定する登録外国格付機関の登録の取消し若しくは格付の停止請求に係る処分基準

- 1 登録格付機関が法第17条の4第1項に該当するに至ったとき又は登録外国格付機関が法第19条の6の3第1項に該当するに至ったときは、その登録を取り消す。
- 2 登録格付機関が法第17条の4第2項各号に掲げる違反等に該当するに至ったとき又は登録外国格付機関が法第19条の6の3第2項各号に掲げる違反等に該当するに至ったときは、当該違反等に係る登録格付機関又は登

録外国格付機関の意図、当該違反等における登録格付機関又は登録外国格付機関の組織的又は構造的要因の有無、当該違反等の期間、当該違反等の不適正格付への寄与、当該違反等からの回復可能性等を総合的に勘案し、その程度に応じて登録を取り消すか否か又は格付の停止を命じ若しくは請求するか否かを判断する。

- 3 登録格付機関が法第17条の4第3項に該当するに至ったとき又は登録外国格付機関が法第19条の6の3第3項に該当するに至ったときは、登録格付機関又は登録外国格付機関の格付業務の実施又は再開の意思、その準備状況等を総合的に勘案して、登録を取り消すか否かを判断する。
- 4 登録の取消を行う場合にあっては聴聞を公開で行い、格付の停止を命じる場合にあっては命令の相手方である登録格付機関又は登録外国格付機関に対し弁明の機会を付与する。

法第17条の6第2項において準用する法第17条の4に規定する登録認定機関の登録の取消し若しくは認定の停止命令又は法第19条の6の4第2項において準用する法第19条の6の3に規定する登録外国認定機関の登録の取消し若しくは認定の停止請求に係る処分基準

- 1 登録認定機関が法第17条の6第2項において準用する第17条の4第1項に該当するに至ったとき又は登録外国認定機関が法第19条の6の4第2項において準用する法第19条の6の3第1項に該当するに至ったときは、その登録を取り消す。
- 2 登録認定機関が法第17条の6第2項において準用する法第17条の4第2項各号に掲げる違反等に該当するに至ったとき又は登録外国認定機関が法第19条の6の4第2項において準用する法第19条の6の3第2項各号に掲げる違反等に該当するに至ったときは、当該違反等に係る登録認定機関又は登録外国認定機関の意図、当該違反等における登録認定機関又は登録外国認定機関の組織的又は構造的要因の有無、当該違反等の期間、当該違反等の認定事業者又は認定外国事業者における不適正格付への寄与、当該違反等からの回復可能性等を総合的に勘案し、その程度に応じて登録を取り消すか否か又は認定の停止を命じ若しくは請求するか否かを判断する。
- 3 登録認定機関が法第17条の6第2項において準用する法第17条の4第3項に該当するに至ったとき又は登録外国認定機関が法第19条の6の4第2項において準用する法第19条の6の3第3項に該当するに至ったときは、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定業務の実施又は再開の意思、その準備状況等を総合的に勘案して、登録を取り消すか否かを判断する。
- 4 登録の取消を行う場合にあっては聴聞を公開で行い、格付の停止を命じ又

は請求する場合にあっては命令の相手方である登録認定機関又は登録外国認定機関に対し弁明の機会を付与する。

法第17条の2第3項に規定する格付業務規程の変更命令（法第19条の6の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第17条の6第2項若しくは法第19条の6の4第2項において準用する法第17条の2第3項に規定する認定業務規程の変更命令に係る処分基準

- 1 登録格付機関若しくは登録外国格付機関の格付業務規程又は登録認定機関若しくは登録外国認定機関の認定業務規程については、これらの機関に対して行われる他の行政処分の内容、格付業務又は認定業務に係る国際的又は標準的な基準の動向に対するこれらの機関の対応状況等を総合的に勘案して、変更を命ずるか否かを判断する。
- 2 格付業務規程又は認定業務規程の変更を命じる場合には、命令の相手方である登録格付機関若しくは登録外国格付機関又は登録認定機関若しくは登録外国認定機関に対し弁明の機会を付与する。

法第19条の2に規定する登録格付機関等の格付・格付表示の改善命令若しくは格付表示の除去・抹消命令又は法第19条の5第4項において準用する法第19条の2に規定する登録外国格付機関等の格付・格付表示の改善請求若しくは格付表示の除去・抹消請求に係る処分基準

- 1 登録格付機関若しくは認定事業者（以下「登録格付機関等」という。）又は登録外国格付機関若しくは認定外国事業者（以下「登録外国格付機関等」という。）が不適当な格付又は格付の表示（以下「不適当格付等」という。）を行った場合には、当該不適当格付等に係る登録格付機関等又は登録外国格付機関等の意図、当該不適当格付等の期間、不適当格付等がなされた農林物資の流通状況等を総合的に勘案して、格付若しくは格付表示の改善を命じ若しくは請求し又は格付表示の除去若しくは抹消を命じ若しくは請求するか否かを判断する。
- 2 格付若しくは格付表示の改善を命じ若しくは請求し又は格付表示の除去若しくは抹消を命じ若しくは請求する場合には、命令の相手方である登録格付機関等若しくは登録外国格付機関等に対し弁明の機会を付与する。

法第19条の9第3項に規定する命令に係る処分基準

- 1 製造業者又は販売業者が法第19条の9第1項に規定する指示を受けながらその指示に係る措置をとらなかった場合には、原則として指示に係る措置をとるべきことを命ずる。

- 2 指示に係る措置をとるべきことを命ずる場合には、命令の相手方である製造業者又は販売業者に対し弁明の機会を付与する。

法第19条の11に規定する指定農林物資に係る表示の除去・抹消命令又は販売・販売委託・販売陳列禁止に係る処分基準

- 1 法第19条の10各項に違反するに至った者に対しては、当該違反に係る当該者の意図、当該違反の期間、当該違反に係る表示が付された農林物資の内容等を総合的に勘案して、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止するか否かを判断する。
- 2 指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止する場合には、命令の相手方に対し弁明の機会を付与する。